

見積公告

次のとおり見積り合わせに付します。

令和 8年 6月 12日

支出負担行為担当官
新潟労働局総務部長 本間 健司

1 見積り合わせに付する事項

- (1) 調達件名及び数量等
新潟労働局職業対策課助成金センターにおけるレイアウト変更業務
- (2) 調達件名の仕様等
「仕様書」による。
- (3) 履行場所
新潟労働局職業対策課助成金センター（新潟市中央区新光町1-6-4 荅原新潟ビル）
- (4) 履行期間
令和8年8月20日（木）から令和8年9月6日（日）まで

2 見積りに参加する者に必要な資格等に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有しない。
 - ア 予算決算及び会計令第70条関係
 - (ア) 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。）。
 - (イ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。
 - (ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者。
 - イ 予算決算及び会計令第71条関係
以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）。
 - (ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

- (カ) 契約により、契約の後に対価の額を確定する場合において、当該対価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- (キ) 前各号の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- (2) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納が無いこと。
- (3) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者。
- (4) 労働関係法令を遵守していること。
- (5) 同様の委託業務を元請として過去2年間に12か月以上の履行実績がある者。

3 仕様書等の交付場所、見積書提出場所及び問合せ先

- (1) 仕様書等の交付場所及び問合せ先
〒950-8625
新潟市中央区美咲町1丁目2番1号 新潟美咲合同庁舎2号館3階
新潟労働局総務部総務課会計第一係 佐藤
電話 025-288-3524
メールアドレス satou-yumikoad@mhlw.go.jp
- (2) 仕様書等の交付期間
公示日～令和8年6月29日（月）17時00分

4 見積書提出期限

令和8年6月29日（月）17時00分

5 提出書類

- (1) 見積書
仕様書に示す一切の諸費用及び消費税及び地方消費税を含めること。
 - (2) 前記2確認資料
 - ア 支出負担行為担当官が示す、別紙1「誓約書」及び別紙2「自己申告書」
 - イ 社会保険、労働保険の保険料の直近2年間の領収書等の写し
 - ウ 委託業務を元請として過去2年間に12か月以上の履行実績がある契約書（写し）
- ※ 書類提出に係る一切の費用は、提出者の負担とする。

6 見積書の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の見積書及び見積合わせに関する条件に違反した見積書を無効とする。

7 その他

- (1) 契約候補の選定方法
上記5（2）により審査した結果、適正な受託者として認めた者で、最低価格をもって見積書

を提出した者を契約候補とする。

(2) 落札者及び落札金額は、公表しないこととする。

誓 約 書

- 私
 当社

は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適切な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適切な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住所（又は所在地）

社名

代表者職氏名（又は個人名）

生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日生

※個人の場合はその者の生年月日を記載すること。

※法人の場合は役員等（上記に記載した者）の生年月日を記載すること。

自 己 申 告 書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- 3 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 4 前記1から3について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
新潟労働局総務部長 殿

住所（又は所在地）

社名

代表者職氏名（又は個人名）
